

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書は、奈良県くらし創造部協働推進課において縦覧に供します。

平成二十五年三月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 申請のあった年月日

平成二十五年二月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人空き家コンシェルジュ

三 代表者の氏名

有江 正太

四 主たる事務所の所在地

大和高田市磯野東町一番七号

五 定款に記載された目的

この法人は、空き家をかかえる所有者や、今後空き家になる可能性が高い独居高齢者世帯の住宅所有者など及び、空き家・空き地の増加により地域の安全対策や防災対策・地域振興などに懸念を示している行政・地域自治会・町内会・市民団体などに対し、空き家・空き地の定期巡回や維持管理業務から始まり、老朽化建物のメンテナンス工事などのサポート業務や、空き家・空き地の有効活用の勉強会やシンポジウムを開催し、会報誌などの発行並びに情報発信、各分野の専門家による研修などを行い、空き家・空き地の適正な管理・把握・住居の有効活用方法を提案します。また、空き家バンクや各事業者などとの連携を図ることにより、ストック住宅として住まいを創出し、利用者と所有者を結ぶネットワークを構築することにより、現在生活が困窮し住まいの確保がままならない低所得者や、年金収入だけで生活をしている高齢者の方に対し、安価で安心して居住できる住居を提供することが可能となる。

そのことにより、奈良県を中心とした関西全域の空き家・空き地が、適正に管理された住宅として再生し、ストック住宅として確保することで、低所得者や高齢者だけでなく広く一般の方々にも利用しやすい地域環境整備が整い定住者の促進を促すことができる。

また、人が住むことで地域活性化にもつながり、まちづくりの推進を図り、人口流入を促進し、そこに経済活動が創出され、社会全体が発展していくことに寄与することを目的とする。